

東証の宣誓書等の記載例

制度調査部
吉井 一洋

大和証券グループ本社が公表

【要約】

東京証券取引所は、現在、2月末（外国会社は3月末）を期限に、「適時開示に関する宣誓書」とその添付書類として「適時開示に係る社内体制の状況」を記載した書類の提出を求めている。

大和証券グループ本社は、2005年1月28日にこれらの書類を提出し、さらに自社のホームページに掲載している。

東証では、「適時開示に係る社内体制の状況」の記載例などは示しておらず、参考までに大和証券グループ本社の提出書類の内容を紹介する。

東証も、2月中旬以降に、提出された宣誓書や添付書類をホームページに順次掲載していく予定である。

2005年1月28日に大和証券グループ本社は、「適時開示に係る宣誓書」及びその添付書類「会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について」を東京証券取引所に提出した。これらの書類は、大和証券グループ本社のホームページにも掲載されている。

西武問題等により低下したディスクロージャー制度への信頼性回復のため、東京証券取引所は、2004年12月21日付で規則を改正した。改正規則では「適時開示に関する宣誓書」と「適時開示に係る社内体制の状況」を記載した添付書類を2005年2月28日（外国会社は同3月31日）までに提出するよう求めている^(注1)。大和証券グループ本社は、市場関係者として早期に対応し、宣誓書及び添付書類を提出すると共に、自社のホームページでも開示したわけである。

(注1) その後は、代表取締役もしくは代表執行役が異動した時、又は前回の宣誓から5年間経過した際に提出する。

宣誓書に、上記のような書類の添付を求めるのは、宣誓書の実質を伴わない形式だけの提出を防止すると共に、投資者が上場会社の適時開示に対する取組状況を把握する上で参考とするためである。即ち、企業の宣誓の信頼度を測るものさしとして、各社に社内体制の整備状況の開示を求めている。それと共に、上場会社に対しては、社内体制の一層の整備を促す効果も期待できる。添付書類に記載した社内体制も、宣誓の対象になる。したがって、添付書類どおりの体制が構築されていなかった場合、それが「宣誓事項についての重大な違反」に該当すれば、上場廃止になる。

東証の規則では、宣誓書については、書式と具体的な記載内容を示している。しかし、添付書類については、大まかな書式を示しているのみである。「投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を把握・管理し、適時・適切に開示するための業務執行上の仕組みなど」を、図表を用いるなどしてわかりやすく記載するよう求めているが、各社の実態に応じて記載内容は異なるため、具体的な記載例は示されていない。

2ページ以降では、参考までに、大和証券グループ本社の宣誓書と添付書類の記載内容を掲載する。

添付書類はあくまで大和証券グループの実態を述べたものであり、他社にそのまま当てはまるものではない。ただし、添付書類の大まかなイメージは把握できるのではないと思われる。

さらに、東証も、2月中旬以降に、提出された宣誓書や添付書類をホームページに順次掲載していく予定である。

なお、改正規則の全体像については、2004年12月29日付のDIR制度調査部情報「上場会社の宣誓は2月末期限」を参照されたい。

大和証券グループ本社の宣誓書及び添付書類

適時開示に係る宣誓書（書式）

平成 17 年 1 月 28 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 鶴島 琢夫 殿

本店所在地 東京都千代田区大手町二丁目6番4号
会 社 名 株式会社大和証券グループ本社 (印)
代 表 者 の 執行役社長
役 職
氏名(署名) 鈴木 茂晴 (印)

株式会社大和証券グループ本社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について (適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 17 年 1 月 28 日

会社名 株式会社大和証券グループ本社
(コード番号 8601 東証第 1 部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社の情報開示に対する基本的考え方をまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」(別紙 1 参照)を制定し、当社ホームページ等において公表しています。加えて、本ポリシーの精神を実現するべく、当社グループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報(以下「経営関連情報」という)の、公正かつ適時・適切な開示が行われるよう、当社において「ディスクロージャー規程」を、また主要子会社において「経営関連情報管理規程」等の規程を制定しています。これらの規程に基づく当社のグループの情報開示に係る体制は、以下のとおりです。

- ・ディスクロージャー規程に基づき、執行役会の分科会である「ディスクロージャー委員会」を設置しています。また、同委員会の構成員及び委員長についても同規程に定められており、委員長は IR 室を管轄する執行役が務めています。
- ・ディスクロージャー委員会は、経営関連情報の開示が、下記のディスクロージャー規程の目的に沿って行われるよう、責務を有しています。

(ディスクロージャー規程の目的)

本規程は、大和証券グループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報の公正かつ適時・適切な開示方針を定めることにより、証券取引に関連する法令及び証券取引所の諸規則を遵守することに加え、株主・投資家、地域社会を始めとするあらゆるステークホルダーの当グループに対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的とする。

- ・ディスクロージャー規程に基づき、当社内における経営関連情報の報告体制を構築しています。また、主要子会社に関する経営関連情報については、各社規程に基づき、各社から当社への経営関連情報の報告体制を構築しています。
(別紙 2 参照)

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

- ・当社では、代表執行役直轄の内部監査部門として、当社の内部統制の整備及び内部監査を所管する経営監査部を設置し、グループ各社の経営企画部門・内部監査部門と連携して、当社グループ全体の内部統制の整備及び内部監査体制の向上を図っています。
- ・また、執行役会の分科会として、CEO を議長とする経営監理委員会を設置し、グループ企業価値の最大化を図ることを目的に、内部統制・リスク管理体制・内部監査体制に関する事項について審議・決定を行っています。

- ・投資者への公正かつ適時・適切な会社情報の開示が行われているかどうかを検証するために、当社における情報開示プロセスに係る内部統制の自己評価を関連部署において定期的を実施し、当該内部統制について経営監査部が定期的に内部監査を実施しています。内部監査の結果は、経営監理委員会において報告を行っています。

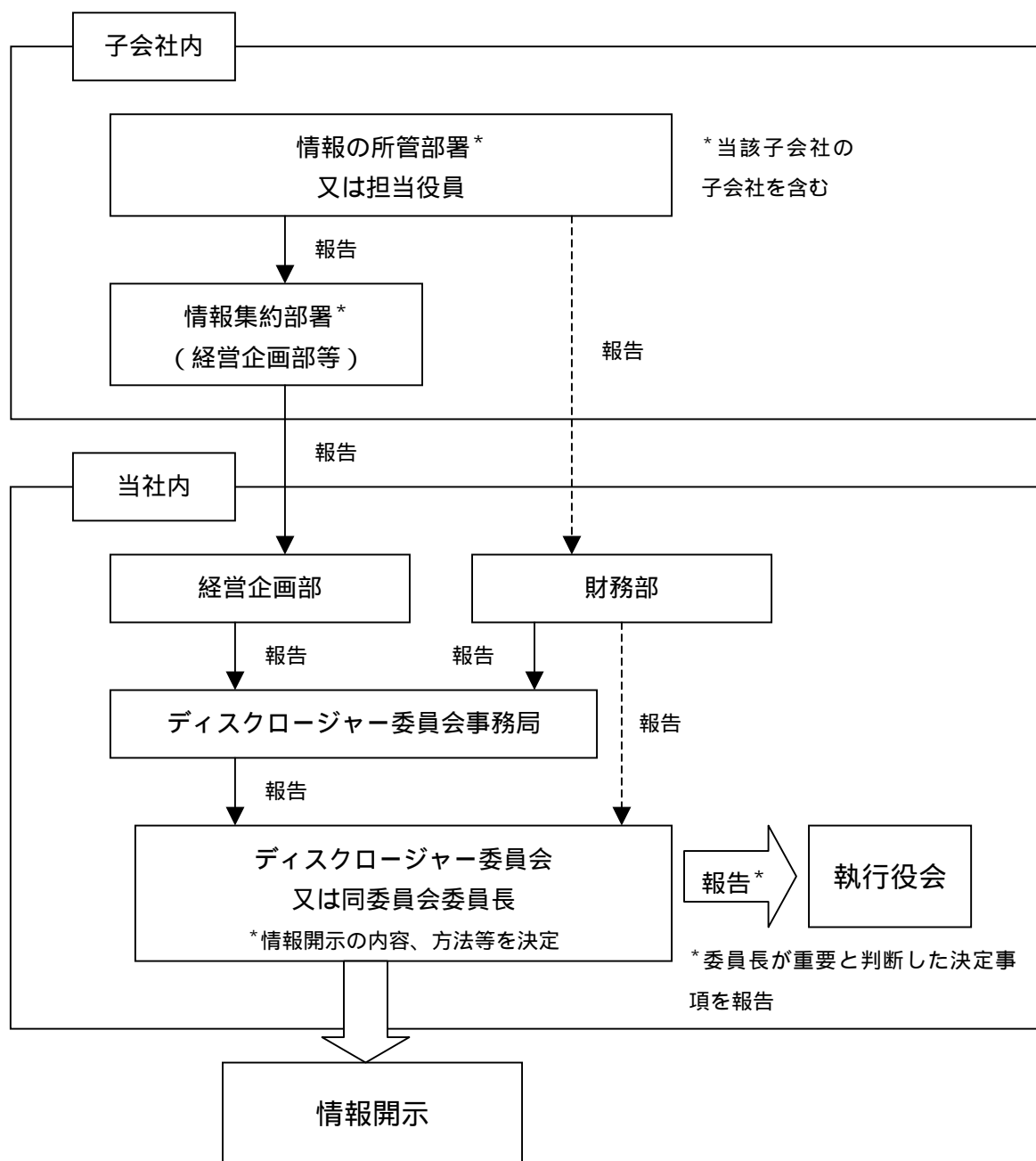
別紙 1

ディスクロージャー・ポリシー

- ・当社は、株主・投資家、地域社会を始めとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価のために、当グループに関する重要な情報（財務的・社会的・環境的側面の情報を含む。）の公正かつ適時・適切な開示を行います。
- ・当社は、証券取引法、その他の法令及び当社の有価証券を上場している証券取引所の規則を遵守します。
- ・当社は、内容的にも時間的にも公平な開示に努めます。
- ・当社は、説明会、電話会議、インターネット、各種印刷物を始めとするさまざまな情報伝達手段を活用し、より多くの投資家の皆様にわかりやすい開示を行うよう努めます。
- ・当社は、情報開示にあたって、常に証券市場を担う立場にあることを意識し、他の株式上場企業の模範となるよう努めます。

別紙 2

経営関連情報の報告体制



↓ 経営関連情報（財務情報を除く）の流れ

--- ↓ 財務情報の流れ